

令和7年度

令和7年度限り

期間
限定

動くなら今！
令和11年度から
空き家などへの新たな税金
「非居住住宅活用促進税」の
課税を開始する予定です。

空

き家

等の

活用・流通補助金

補助メニュー①

補助
メニュー

補助メニュー②

空き家売却時の仲介手数料

(宅地建物取引業法第46条に規定する報酬)

※ 京都市内に本店又は主たる事務所を置く不動産事業者に支払われた仲介手数料が対象です。

補助
対象
費用

空き家の解体工事費

- ☑ 一戸建て又は長屋建て
- ☑ 昭和64年1月7日以前に建築
- ☑ 延べ床面積が 200㎡以下
- ☑ 個人が所有
- ☑ 売却時に居住・使用していない
(売却の直前まで居住・使用していたものも対象です)

補助
対象
建築物

- ☑ 一戸建て又は長屋建て(重層長屋を除く)
- ☑ 昭和64年1月7日以前に建築
(京町家を除く)
- ☑ 敷地面積が①、②のいずれかに該当
 - ① 50㎡以下(※)
※ 道路後退、私道部分を除いた面積。また、土地や建物の状況によっては、50㎡超であっても補助対象になる場合がありますので、詳細はお問合せください。
 - ② 建ぺい率に応じて定める面積以下

建ぺい率(%)	20	30	40	50	60以上
面積(㎡)	150	100	75	60	50

- ☑ 個人が所有
- ☑ 現に居住・使用していない
(申請の直前まで居住・使用していたものも対象です)

売却した空き家の元所有者

補助
対象者

空き家の所有者、法定相続人 ほか

仲介手数料 × 1/2
(上限 25万円)

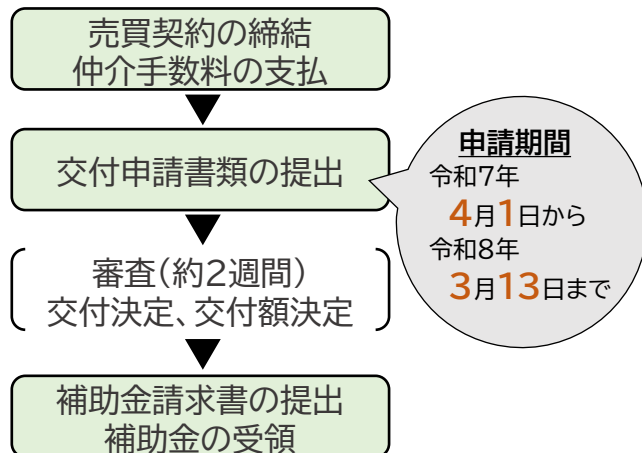
補助額

解体工事費 × 1/3 (上限 60万円)
〔解体後、敷地を隣地と一体利用する場合は
最大20万円加算〕

令和7年度 京都市空き家等の活用・流通補助制度

申請の流れ

① 仲介手数料補助



<①仲介手数料補助、②解体工事費補助 共通>

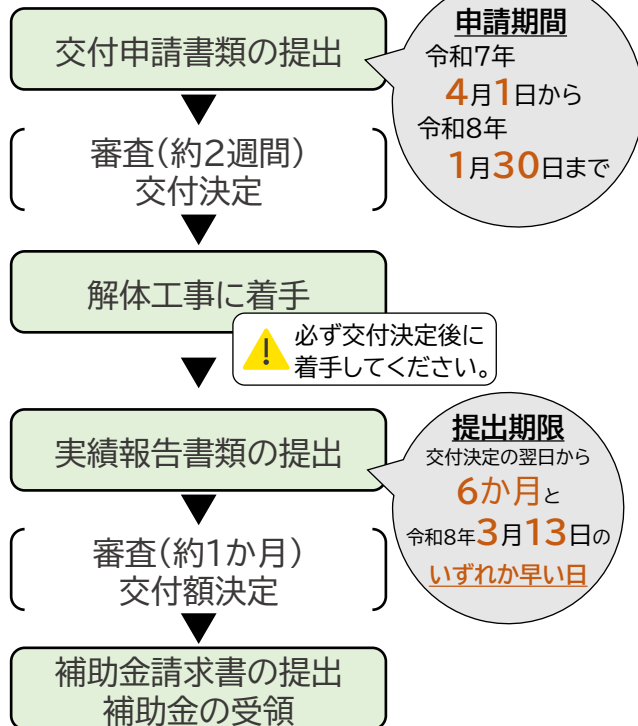
- ◎ 詳細は、**京都市ホームページ**
又は空き家相談窓口で配架している
「**申請の手引**」を御覧ください。

京都市 空き家 補助金



- ◎ 申請期間中であっても、予算がなくなり
次第、受付を終了します。

② 解体工事費補助



※ 既に解体工事に着手している場合は、
補助対象となりません。

申請方法

空き家相談窓口 へ必要書類※を **持参** 又は **郵送**

※ 必要書類は、空き家相談窓口で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。

申請の受付・お問合せ先

空き家相談窓口 (京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課内)

〈所在地〉〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
(京都市役所 分庁舎3階)

〈電話〉 **075-231-2323**

〈受付時間〉9:00~11:30 / 13:00~16:30 (土・日・祝日・年末年始を除く)

※ 相談、申請書の提出等で窓口に来られる際は、必ず電話で事前に御予約をお願いします。

空き家の活用・流通に関して **専門家による支援**が受けられます

空き家所有者のお悩みに不動産の専門家が応え

地域の空き家相談員 相談無料 申込不要

市の研修を受けた、安心して気軽に御相談
いただけるまちの不動産屋さんを「地域の
空き家相談員」として登録しています。



専門家と市がチームを組んで空き家の利活用をサポート

京都安心すまいバンク 利用無料

「売りたい・貸したい物件」や「すまいを探してい
る方」の情報を市のホームページに掲載しています。
御希望の方には「地域の空き家相談員」等を御紹介。

